

県内各高齢者施設等及び障害者施設等 管理者 様

静岡県健康福祉部長

今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への総合対策の推進について

日頃から、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに代表される急性呼吸器感染症（Acute Respiratory Infection：ARI）は、国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症の一つです。

これらの感染症については、学校や高齢者施設等における集団感染、高齢者や一定の基礎疾患を有する者が罹患すると重症化するリスクがあること等の問題が指摘されており、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題とされています。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省は、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針（令和 7 年厚生労働省告示第 296 号）を告示し、当該指針において、国は施設等での標準的な感染防止の手引きを策定することとされることを踏まえ「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」（資料 1）を策定しています。

新型コロナウイルス感染症については夏に流行がみられていることと、夏風邪についても増加する傾向にあることから、国は「令和 8 年度 今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策について」（資料 2）を取りまとめ、併せて「令和 8 年度 急性呼吸器感染症（ARI）等への対策に関する Q & A」（資料 3）を作成しました。

また、都道府県等に対して別添の「今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等への対策の推進について（令和 8 年 6 月 30 日付け厚生労働省地域医療計画課ほか連名事務連絡）」（資料 4）により通知がありましたのでお知らせします。同通知では、「今夏の急性呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」（資料 5）により医療提供体制の確認等についての依頼もありました。

こうしたことを踏まえ、今夏の呼吸器感染症（ARI）等の感染拡大に備え、下記のとおり、引き続き医療提供体制の確保等について御協力をお願い申し上げます。

記

御協力をお願い

1 高齢者施設等における対応について

(1) 高齢者施設等における感染対策について

- ・ 高齢者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであります。「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引」や「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日健発 0222002 号ほか連名通達）等において重要と考えられる点をま

とめているため、参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092966.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf>

「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

「高齢者施設等における感染対策等について」（令和5年4月18日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

(2) 医療機関との連携について

- ・高齢者施設等については、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、円滑な感染症対応につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力のもと推進するとともに、今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等の引き続いての確保をお願いいたします。
- ・感染対策向上加算を届出している医療機関においては、施設基準において、介護保険施設等から求めがあった場合には当該施設等に赴いて実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修を合同で実施することが望ましい、とされていることから、高齢者施設等において感染症対策に対する指導・助言を必要とする場合には、当該医療機関に協力を依頼することも考えられますので、検討をお願いいたします。
- ・感染拡大時の医療提供体制を確保するため、協力医療機関等との連携の下で適切な医療提供等の対応を行っていただくとともに、医療機関に入院した入所者の症状が軽快し、退院が可能となった際には、高齢者施設の運営等にかかる県の規則※に則り、速やかに施設に再入所させることができるよう努めてください。

※令和6年3月28日の改正により、以下の規定が追加されています。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

(平成25年静岡県規則第10号)

(協力医療機関等)

第31条

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

上記と同様の規定が次の高齢者施設の規則にも追加されています。

- ・介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活事業所

(3) 感染対策向上加算について

- ・令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的とした「高齢者施設等感染対策向上加算」が創設されたことを踏まえ、本加算の取得に努め、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を更に推進してください。

(4) 10月からのインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン定期接種の検討の勧奨について

- ・昨年のインフルエンザの流行では、記録が残る2002年以降最も早い警報入りとなり、いったん警報が終息した後、再び警報レベルまで感染者数が増加する状況が起きました。そのため、利用者に対して、秋以降に開始される両ワクチン接種の検討を一層促していただきますようお願いいたします。

2 障害者施設等における対応について

(1) 障害者施設等における感染対策について

- ・障害者施設等における感染対策については、これまでも徹底していただいているところであります。上述の高齢者施設等と同様、「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設内感染予防の手引き」や厚生労働省のウェブサイトで障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル等を公表しているため、参考としてください。

※厚生労働省ウェブサイト

「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

(2) 医療機関との連携について

- ・障害者施設等についても、上述の高齢者施設等における対応と同様、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の取組を自治体や関係団体の協力のもと推進するとともに、今後の感染拡大に備え、これまでに構築した医療機関との連携体制等の引き続いての確保をお願いいたします。

(3) 感染対策向上加算について

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者施設等における感染症対応力の向上を目的とした「障害者支援施設等感染対策向上加算」が創設されたことを踏まえ、本加算の取得に努め、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保を更に推進してください。

担 当 医療局感染症対策課感染症対策班

055-928-7273

福祉長寿局福祉指導課

介護指導班、障害指導班

054-221-3770